

浜見台1丁目自治会規約

第1章 総則

(目的)

第1条 本会は、会員相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行なうことを目的とする。

(名称)

第2条 本会は、浜見台1丁目自治会と称す。

(区域)

第3条 本会の区域は、横須賀市浜見台1丁目及び同市追浜町2丁目54番地（54番地6、54番地7を除く。）とする。

(事務所の所在地)

第4条 本会の事務所は、神奈川県横須賀市浜見台1丁目13番4号に置く。

第2章 会員

(会員の資格)

第5条 第3条に定める区域に住所を有する個人は、本会の正会員になることができる。

2 第3条に区域に住所を有する法人は、賛助会員となることができる。

(入会)

第6条 本会に入会しようとする者は、入会申込書を会長あて提出し、役員会の承認を得なければならない。

2 本会は、正当な理由がない限り、前条に定めた会員の資格を有する個人の入会を拒まない。

(会費)

第7条 会員は、総会において定める会費を納入しなければならない。

2 すでに納入した会費その他拠出金は、返還しない。

(退会)

第8条 本会を退会しようとする者は、退会届を会長あて提出するものとする。

2 会員が死亡し、または区域内に住所を有しなくなったときは、退会したものとする。

第3章 役員

(役員)

第9条 本会は、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 部長 3名以上5名以下
- (4) 会計 1名
- (5) 監事 1名

2 役員は、総会において会員の中から選任する。

3 役員は、相互に兼ねることができない。

(役員職務)

第10条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

3 部長は、会長、副会長を補佐し、別に定める本会の部所を分掌する。

4 会計は、本会の金銭出納について分掌する。

5 役員は、役員会を構成し、この会の会務の執行を決定する。

6 監事は、地方自治法第260条の12の職務を行う。

(付記説明)：第260条の12 内容 認可地縁団体の監事の職務は、次のとおりとする。

1. 財産の状況を監査すること。
2. 代表者の業務の執行の状況を監査すること。
3. 財産の状況又は業務の執行について、法令若しくは規約に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、総会に報告すること。
4. 前号の報告をするため必要があるときは、総会を招集すること。

(役員任期)

第11条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任し又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(役員解任)

第12条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において会員の4分の3以上の同意により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったと認められるとき。

第4章 総会

(総会)

第13条 総会は、会員をもって構成する。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の権能)

第14条 総会は、この規約に別に定めるもののほか、本会の運営に関し重要な事項を議決する。

(総会の開催)

第15条 通常総会は、毎年4月に開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

(3) 監事が地方自治法第260条の12第4号の規定により招集するとき。

(総会の招集)

第16条 総会は、前条第2項第3号に規定する場合を除き、会長が招集する。

2 総会を招集するには、会員に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の5日前までに文書をもって通知しなければならない。

(総会の議長)

第17条 総会の議長は、その総会において、出席した会員のうちから選出する。

(総会の定足数)

第18条 総会は、賛助会員を除く会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第19条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 賛助会員は、表決権を有さない。

(総会における書面表決等)

第20条 やむを得ない理由のため、総会に出席することができない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、出席した会員とみなす。

(総会の議事録)

第21条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の日時及び場所

(2) 会員の現在数

(3) 出席した会員の数(書面表決者及び表決委任者の場合にあっては、その旨を付記すること。)

(4) 議決事項

(5) 議事の経過の概要及びその結果

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

第5章 役員会

(役員会)

第22条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

(役員会の機能)

第23条 役員会は、この規則に別に定めるもののほか、次に事項について議決する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関すること。
- (2) 総会の付議すべき事項
- (3) その他総会の議決を要しない本会の会務の執行に関する事項

(役員会の開催)

第24条 役員会は、会長が必要と認めるとき、又は役員の2分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

(役員会の招集)

第25条 役員会は、会長が招集する。

- 2 役員会を招集するには、役員に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の3日前までに文書をもって通知しなければならない。

(役員会の議長)

第26条 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(役員会の定足数)

第27条 役員会は、役員の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

(役員会の議決)

第28条 役員会の議事は、出席した役員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(役員会における書面表決)

第29条 やむを得ない理由のため、役員会に出席できない役員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。この場合において、前2条の規定については、出席した役員とみなす。

(役員会の議事録)

第30条 第21条の規定は、役員会の議事録について準用する。この場合において、同条中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と、「書面表決者及び表決委任者」とあるのは「書面表決者」と読み替えるものとする。

第6章 資産、事業計画等

(資産の構成)

第31条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 活動に伴う収入
- (4) 資産から生ずる収入
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第32条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は、会長が役員会の議決を経て定める。

- 2 本会の資産で第31条第1号の資産を処分し、又は担保に供する場合には、総会において4分の3以上の議決を要する。
- 3 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業年度)

第33条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第34条 本会の事業計画及び収支予算は、毎事業年度ごとに会長が作成し、その年度開始前までに総会の議決を得なければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

(事業報告及び収支決算)

第35条 本会の事業報告及び収支決算は、毎事業年度ごとに会長が事業概要報告書、収支決算書、財産目録等として作成し、監事の監査を経て、その年度終了後3箇月以内に総会の承認を得なければならない。

(長期借入金)

第36条 本会が資金の借入れをしようとするときは、総会において、会員の3分の2以上の同意を得なければならない。

第7章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第37条 この規約は、総会において会員の4分の3以上の議決を得、かつ、横須賀市長の認可を得なければ、変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第38条 本会は、次の事由により解散する。

- (1) 破産
- (2) 横須賀市長の認可の取消し
- (3) 総会の議決
- (4) 構成員の欠亡

2 総会の議決に基づいて解散する場合は、会員の4分の3以上の同意を得なければならない。

3 解散のときに存する残余財産は、本会と類似の目的を有する団体に寄附する。

第8章 雑則

(委任)

第39条 この規約の施行について必要な事項は、会長が総会の議決を経て別に定める。

付則

1. この規約は、平成4年4月1日から施行する。
2. この会の設立当初の役員は、第9条第2項及び第3項の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は第11条第1項の規定にかかわらず、平成5年3月31日までとする。
3. この会の設立当初の事業年度は、第33条の規定にかかわらず、設立認可のあった日から平成5年3月31日とする。
4. この会の設立当初の事業計画及び収支予算は、第34条の規定にかかわらず設立総会の定めるところによる。

付則

この規約は、平成26年5月2日から施行する。

* 「追加説明」 1 *

本会が地方自治法に基づき地縁による団体として、横須賀市長による認可のあった日から適用する。
(横須賀市長による認可日：平成4年7月24日)

* 「追加説明」 2 *

本会が地方自治法に基づき地縁による団体として、横須賀市長による認可のあった日から適用する。
(横須賀市長による認可日：平成26年5月2日)